

「人権学習出前講座」の御案内

「下関市生涯学習まちづくり出前講座」を利用して

「人権学習」を実施してみませんか？

企業には、職場や企業活動で起こりうる様々な人権問題に目を配り、適切な対応をとることで企業価値を高めるとともに、社会の一員として果たすべき責任を全うすることが求められています。そのため、経営者や人権担当者だけでなく、従業員一人ひとりの人権意識を高める必要があり、組織的な人権啓発が大切となります。

Q 企業が人権学習を行うことにどんなメリットがあるのですか？

A

従業員にとっては、職場でのハラスメントや不当な差別の防止、ワーク・ライフ・バランスの実現が期待でき、職場環境や意欲の向上につながります。

消費者にとっても、商品やサービスの安全性及び品質の向上、情報の適切な管理、公正な契約の履行などにつながることで、企業への信頼感が高まります。

Q これまでどんな内容を実施しましたか？

A

「パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント」、「障害者問題」、「外国人問題」、「LGBT」、「同和問題」、「男女共同参画の問題」、「ハンセン病問題」等、企業のご要望に応じて実施しています。

ご要望があれば、講義だけでなく、DVD視聴を取り入れた話し合い活動も行っています。

Q これまでの受講者の気付きにはどんなものがありますか？

A

○初めて聞くワードがあってとても勉強になったし、改めて人権について考えることができたのでよかった。

○定期的に繰り返し学習することが大事だと思った。

○ハラスメントの概念を分かりやすく解説され、理解が深まった。

**申込み
方法**

出前講座利用申込書をFAXまたはメールで生涯学習課に提出する。
※開催の20日前まで。

TEL：083（231）2054 Fax：083（222）8333

問い合わせ先

下関市市民部 人権・男女共同参画課 人権啓発係

TEL：083（222）0827 Fax：083（231）1437

生涯学習まちづくり出前講座利用申込書

年 月 日

下関市生涯学習推進本部長 様

利用代表者 団 体 名

代表者住所 〒

フリガナ

氏 名

印

適正な署名がある場合は押印不要

(TEL)

下関市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱第7条第1項により、下記のとおり利用申込をします。

記

希望講座 (メニュー表より)	講座番号 () 講座名 ()
出前希望日時	第1希望 月 日 曜日 午前・午後 時 分～ 時 分
	第2希望 月 日 曜日 午前・午後 時 分～ 時 分
	第3希望 月 日 曜日 午前・午後 時 分～ 時 分
開催場所	施設名称 所在地 〒
参加人数	人 () ※学年、年代等 参加対象者の詳細をご記入ください。
担当者連絡先 (日中連絡が 可能な方)	フリガナ 氏 名 住 所 〒 (TEL) 携帯番号でも可 (FAX) ※講座決定のご連絡・通知書 郵送先です。
備考	